

## 第 2 回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話 03 - 3981 - 1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成 22 年 2 月 22 日 午後 2 時 00 分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三神 和子（委員長）、加藤 正克（委員長職務代理者）、 清田 明、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 学校施設課長、統括指導主事 2 名
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事
公開の可否	公開 傍聴人数 0 人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 第 6 号議案 教育センター処務規則の一部改正について</li><li>2. 第 7 号議案 臨時職員の任免</li><li>3. 第 8 号議案 豊島区立学校教科用図書採択について</li><li>4. 協議事項 平成 21 年度区立小・中学校「卒業式のあいさつ」 について</li><li>5. 報告事項 教育に関する事務の点検・評価報告書について</li><li>6. 報告事項 平成 21 年度教育委員会後援名義使用の承認状況 (第 3 四半期)</li><li>7. 報告事項 新教育ビジョンにかかる教育タウンミーティングに おける意見について</li><li>8. 報告事項 西池袋中学校改築の実施計画及び仮校舎の概要につ いて</li><li>9. 報告事項 平成 21 年度主任教諭選考結果について</li></ol>	

## 審議経過

委員長)

第2回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は清田委員と廣田委員にお願いいたします。本日は会議の関係により、教育総務課の案件を先に行います。

### (1) 第6号議案 教育センター処務規則の一部改正について

<教育総務課長、教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。

委員)

新旧対照表を見ると、現行と改正案の日にちが昭和62年9月21日で同じになっています。これはどういう意味でしょうか。

教育総務課長)

この処務規則ができたのが、昭和62年9月21日ということです。改正する場合は、規則の中の文言を変えるだけとなります。今回の規則改正の変更年月日は、附則のところに記載してありますとおり、平成22年4月1日からの施行となります。

委員)

例えば、不登校という事例があった場合、保護者としてはまず学校へ相談すると思います。その後、教育センターの教育相談を担当する係は、どのように関わっているのでしょうか。

統括指導主事)

教育センターには適応指導教室があり、そこで生活面や学習指導の支援を行って、学校に復帰できるようにしています。ケースにもよりますが、来所相談やスクールカウンセラーなどの心理職が不登校児に関わって、ケアをしていく体制もございます。

委員)

学校との連携を取りながら、十分に行っていると思います。なかには、学校へは行けないけれども、教育センターであれば通うことができる子どももいると思います。そういった場合の授業の対応はどのようにしているのでしょうか。

統括指導主事)

適応指導教室において、昼休みに運動をしたり、外に出て、一日体験学習をしたり、職場体験をしたりすることもあります。

委員)

その時に指導をしてくださる先生たちは退職校長先生など非常勤の方だと思いますが、実際は何人くらいいるのでしょうか。

統括指導主事)

適応指導教室には、退職校長が1名、退職副校長が2名で合計3名の職員がいます。それに合わせて、スクールカウンセラーが学校に行っていないときは、適応指導教室の中に

入り、子どものケアを行います。

委員)

教育センターの新しい係は、どんな仕事をして、何名くらいの体制になるのでしょうか。

教育総務部長)

今回の改正は、先ほど教育指導課長が申し上げたとおり、所長を欠員とし、特別支援係を置くことが大きな変更点でございます。第2条第2項を削除しておりますが、室を置かず、係制にするということですので、室の機能や大まかな人数はあまり変わりません。

教育指導課長)

正規職員の数は、事務係は3名、特別支援教育・教育相談係は2名です。統括指導主事はまた別で、今までは次長を中心に3名の職員で職務を行っていましたが、2係制にすることで、5名体制となり、さらにその下に非常勤職員が40名近く配置されます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第6号議案了承)

## (2) 第7号議案 臨時職員の任免

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

職員は個人情報等を扱うこともありますので、なるべく近隣の方は避けていただきたいをお願いしたところですが、新任の方の住所は、配置される学校の学区内ではないのでしょうか。

教育総務課長)

住所からすると遠いとは言えませんが、学区は別だと思われれます。配置校については、なるべく配慮していこうと思います。

教育総務部長)

新任の方の住所の学区の2つ隣の学区が配置校ですので、学区的には離れていますが、隣接校選択制もありますので、完全にその学区の情報に触れないとは言えませんが、位置的にはそのようになっております。

委員)

新任の方は、学校の事務補助の経験があるのでしょうか。

教育総務課長)

新規のため、学校事務補助の経験はありません。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第7号議案了承)

## (3) 報告事項第1号 教育に関する事務の点検・評価報告書について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

何かご質問はありますか。

委員)

点検・評価委員会評価表のその他意見・指摘欄に、いくつか意見が述べられています。これは全くその通りだと思いますが、これについて、教育委員会事務局内で話し合い等しているのでしょうか。

教育総務課長)

それを受け止め、来年度以降の課題にして、具体策について、教育委員会事務局内で話し合いをしています。

教育総務部長)

今後どうしていくのかということは、一番大事なことだと思います。的確な指摘もかなりありますし、教育委員会事務局内ではどういう状況なのか、問題解消をどのようにしているのかなどを毎年度行っています。取り入れられるものはできるだけ取り入れ、より良い事業実施をしていこうと思います。

委員)

人的なこと、施設的なことにしても予算との兼ね合いがあると思います。優先順位を話し合い、重点化をされるといいと思います。

委員)

内部評価票の総合評価欄には、「抜本的な見直しが必要である」と述べられているところもあります。これは即改革すべきことだと思います。

教育総務課長)

今後の事業の注目度はBで継続ですが、事業運営体制については、根本的に見直す必要があると考えています。一朝一夕にできるかといったら難しいですが、手をつけなければいけない時期であると思います。

委員長)

文化財保護・啓発について、総合評価がかなり厳しくなっています。今後の方針に書いてあるように、正規職員の配置は必要だと思います。どのようにしていくのか、方針を決めないといけないと思います。予算との関係もありますが、今後の体制についてきちんと固めていくべきだと思います。

教育総務課長)

文化財の地上ものと埋蔵物にアンバランスがあり、埋蔵物に手厚くなりすぎているところがあります。文化財保護はやりだせばきりがありませんので、ある程度割りきることも必要だと考えています。その方針を今後出す必要があると思います。遺物の整理と報告書の作成には職員の配置が必要ですが、これはなかなか難しい問題です。それをどう進めていくのかということは課題であると思います。

委員長)

文化財は次々と新しいものが保護されていきますので、それをどう考えていくかという話し合いも必要だと思います。そして、豊島区にある神社や仏閣の資料を保存していく姿勢をもう少し強くして、資料を整理し、それを区民の方へ公開していくことも必要だと思います。

教育総務課長)

アンバランスは地上ものと埋蔵物のアンバランスもありますが、保護と啓発のアンバランスもあります。保護に重点を置いて、啓発が十分にできていない状態です。全体をうまく生かそうとすると、人的な問題と遺物を保管、展示する場所の問題もあります。財政事情もあり、なかなかうまくいかないのが現状です。

委員長)

データベース化したもの、資料などを公立図書館に残しておくことは必要だと思います。ぜひ予算をつけていただきたいと思います。

委員)

外部評価は毎年行うものだと思いますが、行政側にとっては大きなプレッシャーになると思います。予算の問題もありますから、指摘されたことを全部実現させることは困難だと思います。

委員)

現状の評価を各部局でされていますが、それに基づいて外部評価委員の方が評価をしていますので、できたらそれが対比したものと分かりやすいと思います。現場の評価と専門家の評価の食い違いが分かり、それをどのように改善していったらよいかということにつなげていけるとと思います。

教育長)

文化財については、人、物、金、すべてにおいて厳しい状況です。埋蔵収蔵物が膨大な量になり、郷土資料館の展示用の埋蔵物と教育委員会所管の埋蔵物が別になっています。同じ区の文化財でありながら、対応の違い、組織の違いで一元化されていないのが現状です。教育委員会と区長部局が連携をして、どう区民に還元していくのか、学校教育にどう生かされるのかという課題意識をもっています。

教育総務部長)

報告書の2ページ目に書いてあるとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条には、教育に関する事務の点検及び評価を行い、報告書を作成し、議会に提出し、公表しなければならないと書いてあります。これを尊重するのはもちろんですが、できる範囲で外部知見を取り入れて行っていくことが重要だと思います。今回は2回目ですが、1回目のときは教育委員と外部評価委員との意見交換の場を設定し、良い意見が出てきました。この外部評価を基にどうしていくか、それを参考に事業を進める、改善するということは教育委員会事務局で決定していきますので、直ちにこのとおりにやらなければいけないわけではないと考えています。

また、報告書の書き方について、外部評価委員の意見に対し、色々な見解を述べてもいいのではないかと話もありましたが、まとめ方としては難しいところもございます。まとめるにあたっては、教育委員会事務局が事業内容を説明し、意見交換をし、なおかつ意見をまとめているので、まとめ方や表記の仕方については、今後工夫をしていきたいと思えます。

委員)

公表をすることになっていますが、特に教育関係者にはしっかり伝えていってほしいと思えます。例えば、電子黒板については評価票にあるとおり、授業理解のための手段であり、頼りすぎでは活用に結びつきません。こういったことを先生方は理解をして、教育の定着につなげていってほしいと思えます。

委員長)

それではこの件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) 報告事項第2号 平成21年度教育委員会後援名義使用の承認状況(第3四半期)

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

何かご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) 報告事項第3号 新教育ビジョンにかかる教育タウンミーティングにおける意見について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

委員)

タウンミーティングにおいては意見をうかがうと思えますが、その場でその意見について回答を示すのでしょうか。

教育総務課長)

だいたい3グループぐらいに分かれて、各グループに部課長が入ります。部課長はそこで出された意見について回答をしたり、意見交換をいたします。ここで出された意見についてもホームページ等に公表をして、回答をしていくつもりです。

教育総務部長)

参加された方はほとんどがPTAの役員で、学校に関心があり、学校の中の状況をよく分かっている方たちです。我々が日頃課題に感じていることを的確にとらえています。むしろ、学校に関心がない方をどうするかということが大きな課題であると思えます。教育ビジョンのなかで反映できる意見もいくつかあります。区政連絡会においても、教育タウンミーティングと同じように、教育ビジョンのアンケートのお礼や隣接校選択制の説明も

行っております。後日、そういったものをまとめてご報告したいと思っております。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) 報告事項第4号 西池袋中学校改築の実施計画及び仮校舎の概要について

< 学校施設課長 資料説明 >

委員長)

ご質問等はありませんでしょうか。

委員)

リース期間終了後、区へ無償譲渡ということですが、その後必要がなくなり、取り壊す場合には、有償になるのでしょうか。

学校施設課長)

おっしゃるとおりです。解体するときは区の費用となります。

委員)

このプレハブ校舎はどれくらい使用できるのでしょうか。10年くらいでしょうか。

学校施設課長)

10年以上、使用可能です。今後3校が仮校舎として使用しますが、それ以外の学校も使うことは可能です。

委員)

P T A室を設けていただいたのはありがたいです。それ以外の教室についても、場所の変更はあるのでしょうか。

学校施設課長)

教室の配置については、西池袋中学校の意見をお聞きして、この設計図のとおりとなります。西池袋中学校が2年間この仮校舎を使用したあとは、目白小学校が使う予定です。現在は多少教室に余裕がありますが、目白小学校は18クラスありますので、教材室などは普通教室に変わる可能性があります。

委員)

P T A室の備品はどんなものを予定しているのでしょうか。

学校施設課長)

必要最低限のものをそろえる予定です。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) 報告事項第5号 平成21年度主任教諭選考結果について

< 教育指導課長 資料説明 >

委員長)

ご質問等がありますでしょうか。

委員)

中学校の合格者をみると、豊島区の中中学校の先生が合格しているわけではないようです。これはなぜでしょうか。

教育指導課長)

名前がない中学校については、今回は受験者がいなかったためでございます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 第8号議案 豊島区立学校教科用図書採択について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

これは、廃版になってしまったということでしょうか。

教育指導課長)

学習研究社が学研教育出版に変わって発行したものが新版となります。旧版に対応するものが今回の新版になります。新版を使うのであれば、採択を経なければいけないということでございます。

委員長)

旧版に比べると新版はキャラクターが色々な人種になっていますので、とてもいいと思います。全体的にも見やすいです。

委員)

追加採択の手順はどうなるのでしょうか。

教育指導課長)

今回は急な提案でしたが、従来であれば、教育委員の方々に目通しをいただいて、採択か不採択かを決めていただきます。今日は教育長も会議で退席されましたので、結論を出すのは難しいと思います。

委員長)

それでは、次回の教育委員会にて、従来の教科書採択と同じ形式で採択か不採択かを決めたいと思います。

教育指導課長)

一般図書なので絶版ということはありませんが、今回は改訂でございます。学校も使用を計画しておりますので、特段のご配慮をお願いいたします。

委員長)

3月の教育委員会で採択か不採択かを決めても差しつかえないということでしょうか。

教育指導課長)

4月1日に間に合いますので大丈夫です。

委員長)

それでは次回に審議をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第8号議案了承)

(9) 協議事項第1号 区立小・中学校「卒業式のあいさつ」について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

まずは小学校のあいさつ文について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

委員)

6段落目ですが、ここにテーマを入れた方がいいと思います。財産を失ったけれども、創作活動をひたすら続けたというだけでは弱いと思います。創作活動を続けた理由を示すとより良いと思います。

委員長)

5段落目ですが、漫画が子どもによくないと非難されたのはなぜでしょうか。ここに漫画こそがすばらしいという理由を述べた方がいいと思います。漫画こそが世界共通のメッセージだと信じたなどの一文を入れた方がいいと思います。その結果、漫画が世界に認められる日本の文化となったことにつながると思います。

教育指導課長)

ご指摘のとおりだと思います。6年生に短い時間で伝えるとなると難しいところもごさいますが、工夫したいと思います。

委員長)

現在は、手塚さんの願ったとおり、漫画は世界共通のみんなが分かりあえる手段となり、世界に誇る日本の文化となったとするといいのではないのでしょうか。

教育指導課長)

例年に比べて、漫画のくだりが膨らみぎみで苦戦をしているところです。ご指摘の部分を意味づけていきたいと思います。

委員長)

はなむけのあいさつのときに、会社が倒産したというのはふさわしくないと思います。

教育指導課長)

手塚さんは漫画プロダクションを設立しましたが、経営方針と自分の考えが合わず辞めることとなり、結果、会社は倒産してしまいます。その苦難の中にあって、人間の心に迫るような作品を書き始めました。こういったことは伝記に書かれています。それを短い時間で伝えるために、事実を簡潔に伝えたということでございます。そして、苦難を会社の倒産とガンの闘病の2点といたしました。具体的に書かない方がいいのでしょうか。

委員)

手塚さんの自分の信じる道というのは、子どもたちが夢をもてる漫画を描くことだと思います。それが押さえられれば、具体的に書いてもいいと思います。また、ひたむきに生

きていくというのは、会社が倒産して財産を失っても、創作活動を続けたということだと思いますので、この2つのポイントが書いてあればいいのではないのでしょうか。あとは言いまわしの問題だと思います。

委員)

漫画を子どもに見せるとよくないと非難されたのはなぜなのでしょう。テレビも十分でなかったため、漫画を読むと勉強をしなくなると考えられたのでしょうか。良い漫画もたくさんあったと思います。

委員)

「漫画に対する偏見がありました」とするといいいのではないのでしょうか。

委員)

やはり、倒産という言葉はふさわしくないと思います。「設立した会社の経営がうまくいかなかったり、闘病生活もありながら」として、その中でも創作活動を続けたとした方がいいと思います。

委員長)

それでは、修正をしていただきたいと思います。中学校のあいさつ文についてはいかがでしょうか。

委員)

4段落目は4行で1文となっていますが、長すぎます。「日本人初の優勝者となりました。」として、文を1度切った方がいいと思います。

教育指導課長)

文を2つに分けようと思います。

委員)

「気を緩めると、深い谷底に転落する」という言いまわしについて、前回のときに「転落する」という表現は前後の文とつながらないのではないかという話になったと思います。この一文は変えられないのでしょうか。

教育指導課長)

辻井さんの言葉ですが、「深い谷底」ということばはインパクトがあると思います。直の言葉でなくてもニュアンスが伝わればいいので、工夫をしたいと思います。

委員長)

5段落目の4行目から5行目はキーセンテンスになると思います。中学生の卒業生に、マイナス面ではなくプラス面を信じて生きることを伝えるメッセージですので、もう少し強めた言い方はできないのでしょうか。

教育指導課長)

ご指摘の部分について工夫したいと思います。

委員長)

この文に呼応するように、8段落目に、「人間には、一人一人みな違った個性があり、

一人一人に可能性が秘められているのです。」とあります。自分の短所ではなく、自分の可能性を大切にしてくださいというメッセージにつながると思います。

委員)

他人と比べるのではなく、自分のよさを個性と認めて、その可能性に向かっていくという夢をもった祝辞にしたいです。あえてマイナス面を言う必要はないと思います。

委員長)

それではご検討いただき、次回に再び審議をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

(10) その他

東京駅伝について

(午後4時40分 閉会)